胆振管内窓口一覧など(建築基準法)

平成30年4月

		<u> </u>											<u> </u>				
市町名			室蘭市	苫小牧市	登別市	伊達市		豊浦町	壮 瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町		安平町		むかわ町	
	ا (هرا)		土肉中	B.3.IX.IP	77001b	旧伊達市	旧大滝村	五州町	11 🗎 🖳		子共四	旧虻田町	旧洞爺村	旧早来町	旧追分町	旧鵡川町	旧穂別町
権限	特定行政庁 ※権限移譲年		S44	S43													
	限定特定行政庁 ※権限移譲年				S47	S4	18			S63							
区域指定	6条1項4号区域							0							0		
指 定	22条区域		0	0	0	0		0		0	0	0		0	0	0	
各種設定	多雪区域						0	0					0				
設定	垂直最深積雪量	cm	70	70	70	70	130~ 170	130	80	70	80	80	130	90	90	70	90
値(タ	基準風速	Vo	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	32	34	32
(各市町	地震地域係数	Ζ	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
別)	凍結深度	cm	60	60- 80	60	50	70	50	60	60	80	50	50	70	100	80	70

※空欄部分:該当なし ※「権限」欄の年数以降:市町に権限移譲済み(限定特定行政庁は一部のみ)

【確認申請の提出先・審査対象の別】(行政庁へ提出の場合)

Ξ.											
	提出	先	各建設地の市町役場								
I		特定行政庁	すべての建築物・工作物・建築設備								
	審査機関	限定 特定行政庁	4号建築物、以下の工作物(1~3号建築物と同時申請以外) ※煙突・広告塔など(10m以下)、擁壁(3m以下)								
	省 直機	北海道本庁	政令第81条第2項第2号イ(ルート2)に定める構造計算を行う建築物又は、 木造以外で延床面積が1,000 ㎡を超える建築物又は6 階以上の建築物								
		振興局	上記以外の物件								

※物件規模等により審査機関(及び問合せ先)が違いますので、事前にご確認下さい。

【確認申請等を民間確認検査機関に提出される場合】

関係法令など	関係法令など 浄化槽法		建築物省工	ネ法	バリ	アフリ	一法	福祉のまちづくり条例		電波障害対策	
提出先/書類	確認申請	設置届	適判申請	届出義務 ※1	適合義務	認定申請	努力義務 ※1	認定申請	届出義務 ※1	指導※2	
特定行政庁ほか (確認審査機関)		0	0	0		0	0	0	0		
民間確認審査機関	Ожз		0		Ожз					Ожз	
各種適判機関			0								

※1:未提出でも確認済証は発行されますが、届出義務のため提出が必要。(※2は指導のみ)

※3:確認申請書類に添付して下さい。

※留意事項

- ・建設地の敷地の情報(接道や用途地域・防火地域など)は各市町へ事前に確認して下さい。
- ・北海道建築基準法施行条例(福祉のまちづくり条例とも)は室蘭市と苫小牧市には適用されません。